

第 5 1 号議案

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年亀岡市条例第 1 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 1 4 年亀岡市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「亀岡市立学校」を「亀岡市が設置する学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。）」に改める。

第 2 条中「（以下「教育委員会」という。）」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）」を加える。

第4条中「教育委員会」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、市長）」を加える。

第5条中「教育委員会規則」の次に「（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償にあっては、規則）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

亀岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

- 1 幼保連携型認定こども園として亀岡こども園を開設するに当たり、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条の規定に基づき、認定こども園の学校医等に対する公務災害の補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を条例で定めるため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行すること。